山地災害危険地区調査業務　積算基準

埼玉県農林部森づくり課

１　適用にあたっての留意事項

この積算基準は、山地災害危険地区調査要領に基づく調査のうち、既存の山地災害危険地の現地調査を再調査する場合に適用する。

調査内容は、山地災害危険地区調査要領（平成２８年７月林野庁）及び同解説書によるものとする。

２　業務委託料の積算及び構成

業務委託料の積算構成は、地質調査積算基準に準じるものとする。

３　山地災害危険地区調査の歩掛

（１）計画準備（既往資料収集）

（１業務当たり）

種別	直接人件費		
技術者の名称 調査項目	主任技師	技師Ｂ	技師Ｃ
計画準備	2.00	2.00	2.00

（２）現地調査

（１０箇所当たり）

種別	直接人件費		材料費
技術者の名称 調査項目	技師Ｂ	技術員	雑品
現地調査	1.00	1.00	直接人件費の ２％

※旅費交通費については、「調査・測量・設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定について」（平成 28 年３月 31 日付け 27 林整計第 367 号林野庁森林整備部長通知）によるものとし、間接調査費の旅費交通費に計上する。

（３）既存資料調査

（２０箇所当たり）

種別	直接人件費		材料費
技術者の名称 調査項目	技師Ｂ	技術員	雑品
既存資料調査	1.00	1.00	直接人件費の２％

（４）打合せ協議

（４－１　業務着手時）

（１業務当たり）

種別	直接人件費	
技術者の名称 調査項目	主任技師	技師Ａ
打合せ協議（着手時）	0.50	0.50

（４－２　中間時）

（１業務当たり）

種別	直接人件費	
技術者の名称 調査項目	主任技師	技師Ｂ
打合せ協議（中間時）	0.50	0.50

（４－３　最終時）

（１業務当たり）

種別	直接人件費	
技術者の名称 調査項目	主任技師	技師Ａ
打合せ協議（最終時）	0.50	0.50

（５）報告書作成

（３０箇所当たり）

種別	直接人件費		
技術者の名称 調査項目	技師Ｂ	技師Ｃ	技術員
報告書作成	0.50	0.80	1.50